公

告

〇右

同.....

同 政

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機 

告

示

目

次

〇右

同.....

局域

公安委員会

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格…………

示

台右 台右

同

県中 民南

局域

同

同......

(金曜日)

## 令和 一百五十五号

### (交通規制課) 課) :: 二 : : : : : 깯 四 $\equiv$ 変更後 変更前 変更後 変更後 変更後 変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 変更前 変更前 変更後 変更前 区 分 お問看護ステーショ み 訪問看護ステーションのぞ た 訪問看護ステーションやわ ニックなかむら脳外科・頭痛クリ びす 訪問看護ステーションあい り 訪問看護ステーショ カイハウス訪問看護ステーショ なかむら脳外科 名 ンゆと ンほの ントナ 称 室 | | 弘前市大字清原一丁目三の三|| 弘前市大字清原一丁目三の三 二二、一弘前市大字八幡町一丁目二 三 弘前市大字館野一丁目三の二 ----○の一 弘前市大字高杉字五反田 の一〇 弘前市大字大川字中桜川 一八 三戸 青森市浪打二丁目一〇の一二 弘前市大字大川字中桜川 弘前市大字館野一丁目三の七 四八 一の二八戸市大字尻内町字表河原三 八戸 弘前市大字泉野五丁目六の七 一戸市大字八幡字下樋田 所 一の六共栄ハイツー市大字田面木字下 ,市青葉三丁目一 在 一六の一 一面 地 <u>ー</u> の 八 四 号吊 五. ₹ $\stackrel{\equiv}{\circ}$ $\stackrel{=}{\circ}$ 二九 売 年変 月 日更 •

令和三年一月八日

青森県知事 三 申

吾

村

青森県告示第十五号

たので、 規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があっ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の 同法第二十四条第二号の規定により公示する。

三	十和田市東三番町六の三三	ば見えまとう。までころう	変更後
六	十和田市東四番町八の六	訪問看護ステーションふた	変更前
<i>⊙</i>	八戸市類家五丁目二七の	ヒリーン言門才記ノ戸中央	変更後
~	八戸市類家四丁目八の	ジリーブ方見音楽しゴロセ	変更前
苗二九	二の一 出前市大字向外瀬字豊田二九	お見え記ンラーシェン大も	変更後
日 の 1	弘前市大字田町五丁目二の二	<b>坊間膏蔓なた ションごと津軽保健生活協同組合健生</b>	変更前
八の九	五所川原市字大町五〇八の九	マルナ・芝秀尼	変更後
L	五所川原市字本町三七	アンス・土装司	変更前
町五の	二二三戸郡三戸町大字二日町五	みもしり調査薬局	変更後
日 町 一 一	の一		変更前
西二丁目六の三	五十和田市元町西二丁!	ぐり 村	変更後
り七	十和田市稲生町一三の七	訪問看護ステーションどん	変更前
1 0 ∃	当月 市村 大田 廃口 三、	須藤医院	変更後
ピ り 丘	平川市白木叮泰山三七の丘	須藤病院	変更前

青森県告示第十六号

知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

て準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字大沢字堂ケ平一の一七三

- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字堂ケ平一の一七三(次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 2

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十七号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和三年一月八日

青森県知事 三 村 申

吾

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- <u>=</u> 中津軽郡西目屋村大字大秋字綱滝山一の一九 (次の図に示す部分に限る。
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和三年一月八日

る

青森県知事 三 村 申

吾

株式会社古川建築

商号又は名称

代表者の氏名

古川忍

主たる営業所の所在地 平川市新山松橋 二四

兀 許可番号 青森県知事許可 (般—一)第二〇〇六一三号

取消年月日 令和二年十月二十三日

取消しに係る建設業の許可

大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、 板金工事業、 塗装工事

業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

# 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 次のとおり

令和三年一月八日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 株式会社南建設

代表者の氏名 南直之進

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田一丁目

四 許可番号 青森県知事許可(般—二八)第二四二一号 一の四

Ŧī. 取消年月日 令和二年十一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和二年十一月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

**令和三年一月八日** 

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 株式会社YOU

代表者の氏名 三上裕輔

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字北園二丁目二の二

五. 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二〇〇四三二号 令和二年十一月十一日

取消年月日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 令和二年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

## 建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和三年一月八日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社ヒグチ

代表者の氏名

樋口宜久

主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一三の一 四

五、四 許可番号 青森県知事許可(般—二七)第一五二七九号 取消年月日 令和二年十一月六日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、 令和二年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 安 委 員

# 青森県警察本部長告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百

という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締 十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。 び方法等を次のとおり定めたので、 という。)、競争入札参加資格の審査 結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」 六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約 自動車保管場所データ入力等業務に係るものに限る。 同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の (以下「資格審査」という。)の申請の時期及 (自動車保管場所現 以下「役務契約」

令和三年一月八日

青森県警察本部長

村

井

紀

之

## 競争入札参加資格

- あって、次のいずれにも該当しないものとする。 資格審査の対象となる者は、 県と役務契約を締結することを希望する法人で
- 補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者を除く。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者 (ただし、被
- 使用人又は入札代理人として使用する者 格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の 項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号(同令第百六十七条の十一第 競争入札参加資
- 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- 七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第
- 次に掲げる者

暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が自己若しく ず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し でない団体にあっては代表者、 は第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力 ている役員と同等の責任を有する者、 (支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わ 役員等 (法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、 理事その他法人における経営に事実上参加し 個人にあってはその者及びその使用人

(<u>FL</u>)

障害者雇用状況

を利用したと認められる者

ウ 等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的 で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者 たことに関し、金品その他財産上の利益の供与(以下この号において「金品 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用し

団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認めら れる者 役員等が正当な理由がある場合を除き、 暴力団の活動を助長し、 又は暴力

役員等が暴力団と交際していると認められる者

る。 の結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれか に格付された者であって、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとす 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、そ

生産額又は販売額

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額 資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事

経営規模

ける自己資本額(資本金、積立金及び繰越利益(欠損)金の合計額とす 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)にお

決算における事業に従事する職員数

経営比率

したものをいう。 決算における流動比率 (流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従 外の事業主にあっては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に は所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、 |障害者雇用促進法||という。) 第四十三条第七項に規定する事業主にあって 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。 それ以

> 事している者をいう。 )の雇用人数とする。

ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・140

競争入札参加資格の特例

01) の認証取得の有無

の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、 外の等級に格付された者を、 契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、 競争入札に参加させることがある。 当該契約に対応する等級 入札

資格審査の申請の時期

りでない。 ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限 資格審査の申請の時期は、 令和三年一月八日から同月二十九日までとする

資格審査の申請の方法

1 察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。 (様式第一号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、青森県警 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書

経営規模等総括表(様式第二号)

商業登記事項証明書の原本又は写し

 $(\Xi)$ 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの) 貸借対照表、 損益計算書及び利益処分に関する書類

納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

(四)

に係るもの 人都道府県民税に係るもの) 法人税、 消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税 (申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法

 $(\overline{H})$ 許認可証等の写し

当該許可、 契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、 認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書等の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

役員等一覧表(様式第三号)

類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付する 申請書及び1の三の財務諸表は、日本語で作成し、1の四から八までの添付書

ものとする。

3 第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程 記載しなければならない。

資格審査の結果の通知

Ŧi.

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

競争入札参加資格の格付の有効期間

六

て指定する日から令和六年三月三十一日までとする。 競争入札参加資格の格付の有効期間は、 五の規定による格付の決定の通知におい

申請書の記載事項の変更届等

七

したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止 (様式第四号)を提出しなければならない。

登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。 ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業

本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

4

競争入札参加資格の更新手続

日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期 競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和六年一月に予定している同年四月

及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

(昭和二十二年大蔵省令

併 田 Ш

楪 ≕ 擲 徽 k뺤 畑 骤

1

申請者 代表者職氏名 所在地又は住所 商号又は名称

丑

# 競争人札参加資格審査申請書

所データ入力等業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関 係書類を添えて下記のとおり申請します 青森県が締結する役務の提供を受ける契約(自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場

約します。 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓

쀕

希望する業種 (複数業種記入禁止)

役務の提供

希望する業務

2

 $\widecheck{\mathbb{H}}$ 申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

希る

4

役務の提供

籡

希る

望業 牃 

衝

Ĥ 苾

眾  $\mathbb{H}$ 

売 涌

額額

直前第2年度決算

直前第1年度決算

年間平均実績高

**(N**)

 $\Theta$ 

主首等

⋇ 7

里 N 掛

Ħ

足

FAX番号

AX番号 墨

橅

淵

橅

卓

Ħ

₩

住又所

Ñ 果

在

 $\dashv$ I

Ĩ.

中

椊  $\bowtie$ 

 $\dashv$ I

掘 フリガナ 区分

役務の提供

番号

7

表

琳

(単位:千円)

Œ

新規・継続

牃

侢

羧

重

牃 Ш Ш ш

現組織変更日

営業中断期間

Д~

併

併

 $\mathbb{H}_{\mathbb{K}}$ 

7

掛

流動資産(

 $\times$  1 0 0 =

流動負債(

数

技術関係職員

事務関係職員

45 O

他

資

積立金(準備金) 資本金 X

次期繰越利益 (欠損) 金

=#

П Ш-

(元人金)

Œ

直前決算時

剰余 (欠損) 金処分

決算後增減

I S O

慰

Ē

碶

浦

FAX番号

\*

属

 $\equiv$ 

**状** 況

障害者雇用状況報告義務

法定雇用率達成

作 浦 在 ш

雇用障害者数

障害者雇用状況報告義務

Ť)

太枠の欄は記入しないでください。

様式第2号

経

胍

戡

摸

鄉

촳

柏

表

審査値

箈 4

>	1 456 070	ŧ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	诵篔年数	%	)	, P	#				п	<u> </u>		(1)十多米英国																	
													177	揆	7	沪														L		_
				ı		1				ı																						-
0				1 4		1 3		1 2		1 1		-	1	c	0	С	×	,	7	C	D)	ΟΊ		4		c	υ.	1	9	н_		
	⊣		-11				1				TI		TI		TI		TI		TI		TI		╗		〒		TI		干		〒	
	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号	電話番号	

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

役員と同等の責任を有する者

(3)個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権

(2)法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している

(1)法人にあっては、商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)記載の全役員

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

様式第3号

### 欽 鄉 l 赗 表

商号又は名称:

この表には、次に該当する者について記載すること。 **鈴** (フリガナ) 氏名 性別 生年月日 住所 0

申請者

所在地又は住所

様式第4号

1

緤

≕

蓼 傪

K

뺤

A

礟

併

Щ

Ш

侢

П

日現在

代表者職氏名 商号又は名称

프

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業) 厘

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

次のとおり営業を 休業 ・ 廃業したので 記載事項について下記のとおり変更したので

届出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

뺍

記載事項変更

変 更事項 変 浬 害 変 H 後 変 H Ш ш 舳 妣

休・廃業

年年 用 用 шш 併 П Ш

廃止月日 休業期間

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人) 毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円